

主 文

本件上告を棄却する。

当審の訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人小林直人の上告趣意（後出）は刑訴四〇五条所定の事由に当たらないから、上告適法の理由とならない。ただ原審において控訴趣意書提出期間経過後に弁護人を選任したため、弁護人は控訴趣意書を提出することができなかつたことについては、被告人が裁判所から既に早くなされていた弁護人選任要否の照会に対する回答を怠り、右期間満了の日に及んで自ら弁護人を選任しない旨を申し出たため、裁判所は初めて弁護人を選任するに至つたという事情によるものであつて、これを所論の如く違法とするに足りない。なお記録を精査しても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。（被告人の上告趣意書はその提出期間後相当の日数を経て提出されたものであるから、これに対し判断を示さない。）

よつて刑訴四一四条三八六条一項三号、一八一条に従い、裁判官全員一致の意見により、主文のとおり決定する。

昭和二六年六月五日

最高裁判所第三小法廷

裁判官 井 上 登

裁判官 島 保

裁判官 河 村 又 介

裁判長裁判官長谷川太一郎は差支えのため署名押印することができない。

裁判官 井 上 登